

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和3年3月12日決裁分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 21件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 21件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000533号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000168号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(以下「B社」という。)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年10月1日から平成10年3月31日まで

請求期間について、B社の事業主が社会保険料、税金等の控除分を全額負担する約束であったため、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったが、年末等の特別な時期を除いて給与月額は毎月現金で手取り50万円が支給されていた。

しかし、厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与月額より低く記録されているので、請求期間の標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額の認定に当たっては、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかしながら、請求者から提出された氏名の欄に「C」と押印された給与の明細を見ると、欠遅・早退の欄に「H9」と及び差引支給額の欄に「550000」と記載されているものの、厚生年金保険料控除額は記載されていない。

また、B社の請求期間当時の事業主は所在不明であり、同事業所が名称変更したD社は、平成21年9月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所の元事業主に照会を行ったものの回答が無く、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を事業主等から確認又は推認することができない。

さらに、請求者の請求期間における住所地のE市は、請求者の請求期間に係る課税資料は保存年限を超えているため確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る給与の支給及び厚生年金保険料の控除の事実を課税資料から確認することができない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に見合う給与の支給及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000355号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000169号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(平成4年5月19日にB社に名称変更)における請求期間①のうち、平成2年4月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を別表の1のとおり訂正することが必要である。

平成2年4月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成2年4月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①のうち、平成元年1月21日から平成2年4月1日までの期間の標準報酬月額を別表の2のとおり訂正することが必要である。

平成元年1月から平成2年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における請求期間②のうち、平成3年10月1日から同年12月1日までの期間及び平成6年11月1日から平成7年4月15日までの期間の標準報酬月額を別表の3のとおり訂正することが必要である。

平成3年10月及び同年11月並びに平成6年11月から平成7年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成3年10月及び同年11月並びに平成6年11月から平成7年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 4 請求者のA社における請求期間②のうち、平成3年12月1日から平成7年4月15日までの期間の標準報酬月額を別表の4のとおり訂正することが必要である。

平成3年12月から平成7年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額及び上記3の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年1月21日から平成2年8月1日まで

② 平成2年10月1日から平成7年4月15日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低くなっている。

請求期間①及び②の給与支給明細書及び給与振込が確認できる預金通帳を提出するので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成2年4月1日から同年8月1日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書及び預金通帳により、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成2年4月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額については、請求者提出の給与支給明細書及び預金通帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおり訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成2年4月から同年7月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否か、また、請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①のうち、平成元年1月21日から平成2年4月1日までの期間について、請求者提出の給与支給明細書及び預金通帳並びに日本年金機構C事務センターの回答から、請求者の資格取得時の標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

したがって、請求期間①のうち、平成元年1月から平成2年3月までの期間に係る標準報酬月額については、請求者提出の給与支給明細書及び預金通帳により確認できる報酬月額並びに日本年金機構C事務センターの回答から、別表の2のとおり訂正することが必要である。

なお、平成元年1月から平成2年3月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②のうち、平成3年10月1日から同年12月1日までの期間、平成6年11月1日から同年12月1日までの期間及び平成7年1月1日から同年4月15日までの期間について、請求者提出の給与支給明細書及び預金通帳により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②のうち、平成6年12月1日から平成7年1月1日までの期間について、請求者は、平成6年12月の給与支給明細書を所持していないものの、請求者提出の平成6年11月及び平成7年1月の給与支給明細書並びに平成6年12月の給与振込が確認できる預金通帳から、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間②のうち、平成3年10月及び同年11月並びに平成6年11月から平成7年3月までの期間に係る標準報酬月額については、請求者提出の給与支給明細書及び預金通帳により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表の3のとおり訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成3年10月及び同年11月並びに平成6年11月から平成7年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否か、また、請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 4 請求期間②うち、平成3年12月1日から平成7年4月15日までの期間について、請求者提出の給与支給明細書及び預金通帳により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記3の訂正後の標準報酬月額より高い額であることが確認できる。

したがって、請求期間②のうち、平成3年12月から平成7年3月までの期間に係る標準報酬月額については、請求者提出の給与支給明細書及び預金通帳により確認できる報酬月額から、別表の4のとおり訂正することが必要である。

なお、平成3年12月から平成7年3月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記3の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求期間②のうち、平成2年10月1日から平成3年10月1日までの期間について、請求者提出の給与支給明細書及び預金通帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正を認めることはできない。

また、当該期間について、請求者提出の給与支給明細書及び預金通帳により確認できる標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000355号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000169号

## 1 【請求期間①のうち、厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成2年4月から同年7月まで	26万円	24万円

## 2 【請求期間①のうち、厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成元年1月から平成2年3月まで	26万円	24万円

## 3 【請求期間②のうち、厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成3年10月及び同年11月	30万円	22万円
平成6年11月から平成7年3月まで	26万円	24万円

## 4 【請求期間②のうち、厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額(※)
平成3年12月から平成4年9月まで	30万円	22万円
平成4年10月から平成6年9月まで	32万円	24万円
平成6年10月	34万円	24万円
平成6年11月から平成7年3月まで	34万円	26万円

※ 別表の3と重複する期間については、別表の3の訂正後の標準報酬月額

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000146号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000170号

## 第1 結論

請求者のA病院(以下「B病院」という。)における農林漁業団体職員共済組合(以下「農林共済組合」という。)の組合員資格の取得年月日を昭和59年1月1日、喪失年月日を同年7月1日に訂正し、同年1月から同年6月までの標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

昭和59年1月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年1月1日から同年7月1日まで

私は、B病院に昭和59年1月1日から同年6月30日まで勤務していたが、国の記録によると、当該勤務期間に係る農林共済組合の加入記録がない。

雇用保険の加入記録並びにB病院から交付された在職証明書、在職期間証明書及び勤務カードを資料として提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された雇用保険の加入記録、在職証明書、在職期間証明書及び勤務カード並びにB病院の回答及び陳述により、請求者は、請求期間において同病院に勤務し、農林共済組合の組合員資格の要件を満たしていたと認められる。

しかしながら、農林共済組合は、請求者の請求期間に係る組合員加入記録はない旨回答している上、B病院も、請求者の農林共済組合の組合員資格に係る届出及び請求者の給与から農林共済組合の掛金の控除は行っていない旨回答及び陳述している。

また、前述の勤務カード及びB病院の回答により、請求期間の給与が支払われていたことが確認できるものの、請求者はB病院における給与明細書等を保管しておらず、同病院も請求者の請求期間に係る賃金台帳等を保管していない旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間における農林共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料はないことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定に該当しておらず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することができない。

したがって、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として、請求者の農林共済組合の組合員資格の取得年月日を昭和59年1月1日、喪失年月日を同年7月1日に訂正し、同年1月から同年6月までの標準報酬月額については、勤務カード及びB病院の回答並びに日本年金機構の回答から、38万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000262号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000171号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年6月25日は25万円、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日及び平成17年6月25日は20万円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日及び平成17年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日及び平成17年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から⑤までの各期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は25万円、請求期間②、③、④及び⑤は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000263号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000172号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年6月25日は25万円、同年12月25日及び平成16年6月25日は17万9,000円、同年12月24日及び平成17年6月25日は25万9,000円、同年12月25日は28万円及び平成18年6月25日は27万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年6月25日  
⑥ 平成17年12月25日  
⑦ 平成18年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から⑦までの各期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収

簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 25 万円、請求期間②及び③は 17 万 9,000 円、請求期間④及び⑤は 25 万 9,000 円、請求期間⑥は 28 万円及び請求期間⑦は 27 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000264号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000173号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年6月25日は40万円、同年12月25日は20万円、平成16年6月25日は19万9,000円、同年12月24日は34万1,000円、平成17年6月25日は33万8,000円、同年12月25日及び平成18年6月25日は34万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年6月25日  
⑥ 平成17年12月25日  
⑦ 平成18年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から⑦までの各期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収

簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 40 万円、請求期間②は 20 万円、請求期間③は 19 万 9,000 円、請求期間④は 34 万 1,000 円、請求期間⑤は 33 万 8,000 円、請求期間⑥及び⑦は 34 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000265号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000174号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年6月25日は25万円、同年12月25日は20万円、平成16年6月25日は19万9,000円及び同年12月24日は20万円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日及び同年12月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日及び同年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月24日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から④までの各期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から④までの各期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は25万円、請求期間②は20万円、請求期間③は19万9,000円、請求期間④は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出

し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000266号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000175号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年6月25日は35万円、同年12月25日は15万円、平成16年6月25日は14万9,000円、同年12月24日は30万円、平成17年6月25日は29万9,000円、同年12月25日及び平成18年6月25日は30万円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年6月25日  
⑥ 平成17年12月25日  
⑦ 平成18年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から⑦までの各期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収

簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 35 万円、請求期間②は 15 万円、請求期間③は 14 万 9,000 円、請求期間④は 30 万円、請求期間⑤は 29 万 9,000 円、請求期間⑥及び⑦は 30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000267号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000176号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年6月25日の標準賞与額を16万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、16万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000268号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000177号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年6月25日は24万1,000円、同年12月25日は18万8,000円、平成16年6月25日は19万9,000円、同年12月24日は23万6,000円、平成17年6月25日は25万5,000円、同年12月25日は14万2,000円及び平成18年6月25日は25万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年6月25日  
⑥ 平成17年12月25日  
⑦ 平成18年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から⑦までの各期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収

簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は24万1,000円、請求期間②は18万8,000円、請求期間③は19万9,000円、請求期間④は23万6,000円、請求期間⑤は25万5,000円、請求期間⑥は14万2,000円及び請求期間⑦は25万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000269号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000178号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年6月25日は22万2,000円、同年12月25日は16万円、平成16年6月25日及び同年12月24日は1万円、平成17年6月25日は3万円、同年12月25日は17万円及び平成18年6月25日は5万円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年6月25日  
⑥ 平成17年12月25日  
⑦ 平成18年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から⑦までの各期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から⑦までの各期間に係る賞与の給料支払明細書により、請求者は当該各期間にA社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与の給料支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は22万2,000円、請求期間②は16万円、請求期間③及び④は1万円、請求期間⑤は3万円、請求期間

⑥は17万円及び請求期間⑦は5万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000270号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000179号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年6月25日は13万5,000円、同年12月25日は9万3,000円、平成16年6月25日は10万9,000円、同年12月24日は9万9,000円、平成17年6月25日は9万8,000円、同年12月25日及び平成18年6月25日は15万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年6月25日  
⑥ 平成17年12月25日  
⑦ 平成18年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から⑦までの各期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収

簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は13万5,000円、請求期間②は9万3,000円、請求期間③は10万9,000円、請求期間④は9万9,000円、請求期間⑤は9万8,000円、請求期間⑥及び⑦は15万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000271号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000180号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年6月25日は15万1,000円、同年12月25日は11万4,000円、平成16年6月25日は10万4,000円、同年12月24日は9万6,000円、平成17年6月25日は5万円、同年12月25日は11万円及び平成18年6月25日は14万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年6月25日  
⑥ 平成17年12月25日  
⑦ 平成18年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から⑦までの各期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収

簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は15万1,000円、請求期間②は11万4,000円、請求期間③は10万4,000円、請求期間④は9万6,000円、請求期間⑤は5万円、請求期間⑥は11万円及び請求期間⑦は14万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000272号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000181号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年6月25日は19万8,000円、同年12月25日は13万1,000円、平成16年6月25日は14万1,000円、同年12月24日は18万円、平成17年6月25日は16万円、同年12月25日及び平成18年6月25日は18万円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年6月25日  
⑥ 平成17年12月25日  
⑦ 平成18年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から⑦までの各期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収

簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は19万8,000円、請求期間②は13万1,000円、請求期間③は14万1,000円、請求期間④は18万円、請求期間⑤は16万円、請求期間⑥及び⑦は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000273号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000182号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年6月25日は15万4,000円、同年12月25日及び平成16年6月25日は13万5,000円、同年12月24日は16万9,000円、平成17年6月25日は15万円、同年12月25日及び平成18年6月25日は16万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年6月25日  
⑥ 平成17年12月25日  
⑦ 平成18年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から⑦までの各期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収

簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は15万4,000円、請求期間②及び③は13万5,000円、請求期間④は16万9,000円、請求期間⑤は15万円、請求期間⑥及び⑦は16万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000274号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000183号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年6月25日は13万5,000円、同年12月25日は12万5,000円、平成16年6月25日は9万2,000円、同年12月24日は9万円、平成17年6月25日は13万4,000円、同年12月25日は15万7,000円及び平成18年6月25日は13万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年6月25日  
⑥ 平成17年12月25日  
⑦ 平成18年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から⑦までの各期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収

簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は13万5,000円、請求期間②は12万5,000円、請求期間③は9万2,000円、請求期間④は9万円、請求期間⑤は13万4,000円、請求期間⑥は15万7,000円及び請求期間⑦は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000275号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000184号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年6月25日は19万8,000円、同年12月25日は12万3,000円、平成16年6月25日は7万4,000円、同年12月24日は13万3,000円、平成17年6月25日は17万9,000円、同年12月25日は15万円及び平成18年6月25日は6万円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年6月25日  
⑥ 平成17年12月25日  
⑦ 平成18年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から⑦までの各期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収

簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は19万8,000円、請求期間②は12万3,000円、請求期間③は7万4,000円、請求期間④は13万3,000円、請求期間⑤は17万9,000円、請求期間⑥は15万円及び請求期間⑦は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000276号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000185号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年6月25日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000277号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000186号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年6月25日は16万8,000円、同年12月25日は11万8,000円、平成16年6月25日は13万2,000円、同年12月24日は19万円、平成17年6月25日は15万円、同年12月25日は19万円及び平成18年6月25日は15万円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年6月25日  
⑥ 平成17年12月25日  
⑦ 平成18年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から⑦までの各期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収

簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は16万8,000円、請求期間②は11万8,000円、請求期間③は13万2,000円、請求期間④は19万円、請求期間⑤は15万円、請求期間⑥は19万円及び請求期間⑦は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000278号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000187号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年6月25日は19万円、同年12月25日は13万5,000円、平成16年6月25日は14万9,000円、同年12月24日は17万1,000円、平成17年6月25日は18万8,000円、同年12月25日は14万8,000円及び平成18年6月25日は16万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日、同年12月25日、平成16年6月25日、同年12月24日、平成17年6月25日、同年12月25日及び平成18年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月25日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年6月25日  
⑥ 平成17年12月25日  
⑦ 平成18年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から⑦までの各期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収

簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 19 万円、請求期間②は 13 万 5,000 円、請求期間③は 14 万 9,000 円、請求期間④は 17 万 1,000 円、請求期間⑤は 18 万 8,000 円、請求期間⑥は 14 万 8,000 円及び請求期間⑦は 16 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000279号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000188号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年6月25日の標準賞与額を18万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、18万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000280号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000189号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年6月25日の標準賞与額を8万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間に支払われた賞与について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、8万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。